

# 教会ハンドブック



東近江キリスト福音教会

〒527-0033 滋賀県東近江市東沖野4丁目16-5  
[www.sfdk.org/higashiohmi](http://www.sfdk.org/higashiohmi)

---

## 目次

---

教会の歩み.....	2
東近江キリスト福音教会の信仰告白.....	2
「使徒信条」(新聖歌より).....	2
主の祈り.....	2
十戒.....	3
礼拝について.....	3
二つの聖礼典.....	4
洗礼式.....	4
聖餐式.....	5
〈世界福音伝道会〉東近江キリスト福音教会 教憲.....	5
〈世界福音伝道会〉東近江キリスト福音教会 教規.....	6
第1章 総則.....	6
第2章 組織.....	7
第3章 信徒.....	7
第4章 教師.....	8
第5章 財務.....	8
第6章 補則.....	9
宗教法人 東近江キリスト福音教会 教会規則.....	9
第1章 総則.....	9
第2章 役員会 その他の機関.....	10
第1節 代表役員及び責任役員.....	10
第2節 代務者.....	11
第3節 仮代表役員及び仮責任役員.....	11
第4節 役員の解任.....	11
第5節 信徒.....	12
第6節 教会総会.....	12
第7節 監事.....	13
第3章 財務.....	13
第4章 補足.....	14
東近江キリスト福音教会 倫理規定.....	15
「純潔と一致と平和のためにつとめる」.....	15
宗教法人 東近江キリスト福音教会 閲覧に関する内部規則.....	16
東近江キリスト福音教会 総会議事運営細則.....	18
小羊会 運営規定.....	19
東近江キリスト福音教会 教会学校 規約.....	20

---

## 教会の歩み

---

1954年4月12～15日、4日間の天幕集会在延命公園下の広場で開かれました。日本伝道隊のゴズデン宣教師を講師として持たれた集会是、大変祝され、この時、信仰回復した幾人かのクリスチャンと、求道した人々によって、定期的な集会在持たれるようになりました。最初の集会是、「双葉洋裁学院」で、責任教師はジョン・マッソン宣教師でした。しばらくは、篠崎進治牧師が協力して下さり、最初の洗礼式は、永源寺の川で行われ、6、7名が受洗されました。

その後、マッソン宣教師から、ロバーツ宣教師に引き継がれ、続いて1963年2月17日に献堂式をむかえました。この時から、長沢敏雄牧師夫妻が着任、6年間の牧会により、教会の基礎ができました。長沢牧師が長浜に転任されるとともにオーエンズ宣教師が着任、3年後にバーンズ宣教師へと引き継がれ、中川朝世師(現 高橋牧師夫人)が協力されました。因習の強い田舎町で、教会が成長していくのはさまざまな困難があり、教会は冷たく厳しい波風にもまれてきました。しかし数人の信徒の献身的な姿勢が、神さまの祝福をいただく導火線となり、主のともしびはこの地に輝き続けてきました。

1974年10月、中川朝世師 結婚、11月にバーンズ宣教師 帰国にともない、9月より中沢隆一牧師夫妻が着任しました。教勢も順調に伸び、会員、出席者の増加により教会堂が狭くなり、幾度かの改造をします。これにも限界が来て、1981年10月25日、それまでの広島病院前から、八日市高校裏へ移り、新会堂の献堂式をむかえました。さらなる宣教の前進、神さまの御国の前進を祈りつつ、2008年1月14日、東沖野4丁目に新会堂の献堂式をむかえました。

このハンドブックは、1996年に発行されましたが、生きている教会は改革され続ける教会であるため、その変化に伴い、また新会堂15年を記念してここに改訂版を発行します。

2023年3月

---

## 東近江キリスト福音教会の信仰告白

---

私たちの教会は、16世紀に生まれたプロテスタント教会の流れの中にあり、第2次世界大戦後、宣教団体 WEC の宣教師たちによって生み出されました。宣教団体 WEC は超教派の団体ですので、生み出された教会も特別な教理を持っていません。伝統的なキリスト教会の代表的な信条である「使徒信条」を私たちも信仰告白として礼拝にて告白しています。また世界福音伝道会の一教会として他の教会と協力して地域に根差した宣教を行います。さらに、信仰者の祈りの生活の基本として主の祈り、信仰生活の道しるべとしての十戒を掲載します。

### 「使徒信条」(新聖歌より)

我は天地の造り主、全能の父なる神を信ず。

我はその独り子、我らの主、イエス・キリストを信ず。

主は聖霊によりてやどり、処女マリヤより生れ、ポンテオ・ピラトのもとに苦しみを受け、十字架につけられ、死にて葬られ、陰府にくだり、三日目に死人のうちよりよみがえり、天の昇り、全能の父なる神の右に座したまへり。かしこより来たりて生ける者と死にたる者とを審きたまわん。

我は聖霊を信ず。聖なる公同の教会、聖徒の交わり、罪の赦し、身体のよみがえり、永遠の生命を信ず。  
アーメン。

### 主の祈り

天にまします我らの父よ、ねがわくは

み名をあげめさせたまえ。

み国を来たらせたまえ。

みこころの天になるごとく 地にもなさせたまえ。

我らの日用の糧を、今日も与えたまえ。

我らに罪をおかす者を 我らがゆるすごとく

我らの罪をもゆるしたまえ。

我らをこころみにあわせず、悪より救い出したまえ。

国とちからと栄とは 限りなくなんじのものなればなり。アーメン。(新聖歌より、(マタイの福音書6章))

## 十戒

わたしは、あなたをエジプトの地、奴隷の家から導き出したあなたの神、主である。

- (1) あなたには、わたし以外に、ほかの神があってはならない。
- (2) あなたは自分のために偶像を造ってはならない。上の天にあるものでも、下の地にあるものでも、地の下の水の中にあるものでも、いかなる形をも造ってはならない。それらを拜んではならない。それらに仕えてはならない。あなたの神、主であるわたしは、ねたみの神。わたしを憎む者には父の咎を子に報い、三代、四代にまで及ぼし、わたしを愛し、わたしの命令を守る者には、恵みを千代にまで施すからである。
- (3) あなたは、あなたの神、主の名をみだりに口にしてはならない。主は、主の名をみだりに口にする者を罰せずにはおかない。
- (4) 安息日を覚えて、これを聖なるものとせよ。六日間働いて、あなたのすべての仕事をせよ。七日目は、あなたの神、主の安息である。あなたはいかなる仕事もしてはならない。あなたも、あなたの息子や娘も、それにあなたの男奴隷や女奴隷、家畜、またあなたの町囲みの中にいる寄留者も。それは主が六日間で、天と地と海、またそれらの中のすべてのものを造り、七日目に休んだからである。それゆえ、主は安息日を祝福し、これを聖なるものとした。
- (5) あなたの父と母を敬え。あなたの神、主が与えようとしているその土地で、あなたの日々が長く続くようにするためである。
- (6) 殺してはならない。
- (7) 姦淫してはならない。
- (8) 盗んではならない。
- (9) あなたの隣人について、偽りの証言をしてはならない。
- (10) あなたの隣人の家を欲してはならない。あなたの隣人の妻、男奴隷、女奴隷、牛、ろば、すべてあなたの隣人のものを欲してはならない。

出エジプト記20章

---

## 礼拝について

---

主の日の礼拝は、教会につながる兄弟姉妹と共にささげる礼拝であり、教会生活の中で最も重要なときです。その恵みの時が、より神さまに喜ばれるときとなり、また共にささげる兄弟姉妹にとって幸いな時となるように祈り備えましょう。会衆は、次週の賛美歌、聖書箇所等が週報にて案内されていますので、可能な限り事前に備えておきましょう。司会者は、礼拝をささげる会衆の一人ひとりが、神さまのお出合いの時を十分に持つことができるようにガイドする道案内人です。自らも会衆の一人として喜びと感謝をもって礼拝をささげましょう。

- 前奏黙祷

礼拝は、まず神さまの語りから始まります。私たちはしずまって神さまの語られるのを沈黙をもって待ち望みます。

- 賛美

賛美は、歌詞とメロディーをもって神さまにささげる祈りの時です。歌詞を味わいながら、会衆のみなさんと声と心を合わせて歌います。

- 交読

もともと礼拝式は、前の立つ者と会衆との呼応によって行われていました。その名残が交読に表れています。新聖歌の交読文にあわせて交読します。言葉をかみしめながら、ともに神さまの言葉を交読にて朗読します。

- 祈り

交読に続く祈りは、礼拝式のための祈りです。司会者が、感謝(礼拝の感謝、一週間の感謝、など)、悔い改め(罪の赦し)、とりなし(説教者のために、奉仕者のために、礼拝式の祝福など)を祈ります。会衆は祈り

の言葉に耳を傾け最後にアーメンと唱和します。

- 主の祈り

イエスさまが弟子たちに教えてくださった祈りです。三つの神さまのため祈りと、三つの私たちのための祈りによって成り立っています。共に祈ります。

- 聖書朗読

その日の説教箇所の朗読です。司会者は、会衆を代表して、神さまに向かって朗読します。

- 説教

説教者(牧師)が聖書の言葉を説き明かします。会衆はその言葉に耳をかたむけます。そのようにして神さまは聖書のお言葉をもって私たち一人ひとりに語って下さいます。説教の後、しばらく黙祷の内に祈りの時を持ちます。

- 使徒信条

私たちの信仰告白です。使徒信条は、多くの教派を超えて告白されている信条です。主の祈りと同じくともに告白します。

- 賛美 つもり献金 献金

説教の応答として、賛美をもって主に祈ります。毎月第一日曜日には「つもり献金」という席上献金のときがあります。献金袋が回りますので、準備のある方はお献げください。準備のないからはそのまま隣りの方にお回しください。教会での献金はすべて自由の内にささげられます。会堂の後ろに献金箱があります。袋も用意されていますので、導かれるままにお献げください。

- 感謝の祈り

献金感謝の祈りです。献げることのできる恵みへの感謝を祈ります。

- 頌栄

すべての栄光を神さまにお返しする時です。賛美を以て主に栄光をお返しします。

- 祝祷、後奏黙祷

牧師が会衆の上に神さまの祝福があるようにと祈ります。会衆はこの祈りの後で、アーメンと唱和します。しばらく後奏黙祷のなかで牧師や司会者、会衆のお互いの上に神さまの祝福があるようにと心の中で祈ります。

- 報告

祝祷の後で新来会者の紹介や、週報に従っての報告があります。

---

## 二つの聖礼典

---

### 洗礼(洗礼式)

- イエスさまを信じた者に、牧師が「父と、子と、聖霊の御名によって」授けます。
- 水を用いた儀式です。特別な理由のない限り、全身を水に浸す「浸礼」を行います。身体の具合の悪い方や高齢者には、水を注ぎかける「滴礼」でも行います。
- 洗礼は洗礼入会式でもあり、洗礼と同時に教会員となります。
- 洗礼には準備が必要ですので、ご希望の方は随時牧師にお申し出ください。洗礼の日はいつでも大丈夫です。イースターやクリスマスを目標にされるとよいでしょう。
- 準備の内容は、信仰についての学び、教会や団体についての説明を受けていただくとともに、証し(信仰の道のり)を書いていただきます。

(マタイ28章20節、使徒の働き2章38節)

## 〔洗礼の時の誓約〕

- ① ( )、あなたは、天地の造り主、生けるまことの神のみを信じますか。
- ② あなたは、神の御子イエス・キリストの十字架のあがないによって救われていることを確信しますか。
- ③ あなたは、聖霊の恵みに信頼し、キリストのしもべとして、ふさわしく生きることを願いますか。
- ④ あなたは、自分の最善を尽くして、教会の礼拝を守り、教会員の務めを果たし、証しの生活をするを願いますか。
- ⑤ あなたは、世界福音伝道会の教憲・教規、および東近江キリスト福音教会の教憲・教規、および規則に従い、その純潔と一致と平和のためにつとめることを約束しますか。

## 聖餐（聖餐式）

- 主イエスさまが弟子たちとの最後の食事において制定された儀式です。パンとぶどう汁を、ともに頂きます。
- 洗礼を受けた方のみ、受けることができます。まだ洗礼を受けていない方は、パンとぶどう汁を食することはできませんが、祈りの心をもってお座りになってください。
- 私たちの教会では第1の日曜日に行います。
- 聖餐に臨む者は、過ぎ去った日々を主の前に告白しましょう。主イエスさまの十字架と復活によってなされた贖いのみわざによって救われていることを今一度確信しましょう。そうして主の前に立ち上がりましょう。
- 牧師から手渡されたパンとぶどう汁は、役員によって分餐されます。
- 祈られたパンとぶどう汁は、主の肉であり主の血です。大切にあずかりましょう。残ったパンとぶどう汁もそまつに扱いません。
- 牧師のリードに従って、ともに食します。 (ヨハネ6章、第1コリント11章23節以降)

---

## 〈世界福音伝道会〉 東近江キリスト福音教会 教憲

---

第1条 本団体は主イエス・キリストをかしらとする公同教会であって、福音を宣べ伝えキリストの体なる教会完成のため奉仕して神の栄光を顕すことを目的とする。

第2条 本団体は下の信仰告白をもつ。

1 聖書 私達は旧新約聖書は神の靈感を受けて書かれた神の言であって、原典に於いて無謬であり、又絶対的権威をもち信仰と実践の唯一の規範であることを信じる。

2 三位一体 私達は唯一にして生ける真の神を信じる。この神は永遠の聖なる実在者であって、御父、御子、御霊の三位一体の人格を有し、その神性に於いて全く等しく、霊と真をもって礼拝されるべき御方である。

①御父なる神 全知、全能、永遠、不変、聖にして在さざる所なく、天地の創造者又主宰者であって、至善、至愛の父なる神である。又深い憐れみをもって人間の諸問題に関心を示し、私達の祈りに応え、イエス・キリストを通して御もとに来るすべての人を罪と滅びから救うことを心から喜ばれる御方である事を信じる。

②御霊なる神 御父と御子から遣わされている聖霊なる神を信じる。又罪と義とさばきについて人々の目を開きイエス・キリストを信じる者を新生させ、その人の心の内に住み、きよめ、教え、導き、助け、強めて下さる御方であることを信じる。

③御子なる神 主イエス・キリストは父なる神の独子であって、御霊によって孕んだ処女マリヤより生まれ、その生涯罪なく、私達を罪より贖うために十字架に釘づけられ、死んで葬られ、陰府にくだり、三日目に甦り、天に昇り、父なる神の右に座し、生ける者と死にたる者とを審くために再びこの世に來たり給う救い主なる神である。

- 3 人間 私達人間は生まれながら罪人であり、本質的にも自己意思の選択によっても、罪の生涯をたどる者であることを信じる。この故に、どのような人でも神の御前に自分の罪を認めて悔い改め、イエス・キリストを救い主として信じることによってのみ神の子とされ、聖霊によって新しく生まれ変わり永遠の命を得る。又イエス・キリストを信じない人はその罪の故に神の怒りを受けて永遠の滅亡に定められる。
- 4 教会 私達はキリストをかしらとした見えない唯一の教会が存在していることを信じる。この教会はキリストの体であって、時間的(歴史的)にも空間的(地域的)にも生まれ変わったすべての人々によって構成される。又この教会は見える形に於いて各地区に存在して神を拝し、互いに協力し合い、キリストの命令に従って愛をもって失われた世に福音を伝え洗礼(バプテスマ)と聖餐との礼典を守り、平等な働きをするものであると信じる。
- 5 キリスト者の生活  
私達は生まれ変わったすべての人々がキリストの体である教会の一員である故にイエス・キリストを模範とし、信仰の証しとしての洗礼(バプテスマ)を受け、地区教会に属し礼拝と交わりを通して神の御意を実現していく責務を負っていることを信じる。この故にキリスト者は神から委ねられている一切の財産、時間、才能等を忠実に管理し、イエス・キリストに従うことによって神の栄光と人々のために生活する。私達は信仰によってその人格をキリストの徳の高さにまで到達させられる光栄にあずかっており、互いに平等であり、政治的、宗教的、どのような権力からも独立と自治を犯されない自由をもっている。
- 6 聖礼典  
私達は教会の主なるイエス・キリストが洗礼(バプテスマ)と聖餐との聖礼典をキリストの再臨の日に至るまで行うよう地区教会に委ねられていることを信じる。洗礼(バプテスマ)はイエス・キリストを救い主とし、主として信じ告白した人に授けられ聖餐式はイエス・キリストによって定められたように記念として行われる。
- 7 再臨及び来世  
私達はイエス・キリストが見える姿でこの世界に再臨されることを信じる。この時すべての主にある死人は栄光の体をもってよみがえり、生きている信者はすべて栄化され天にたずさえあげられ神と共に永遠の祝福に与ることを信じる。キリストを信じない者は地獄に於いて永遠の刑罰にあい神から永遠に引き離される。

### 第3条 活動

本団体は教憲、教規の定めるところに従い、聖日及びその他の日に礼拝、祈祷会、家庭集会等によって信者の聖別、品性人格の陶冶を計り、進んであらゆる方法によってあまねく一般大衆に主イエス・キリストの福音を宣べ伝える。

### 第4条 行政

- 1 本団体最高機関は教会総会である。
- 2 包括団体「世界福音伝道会」によって承認された主管牧師が本教会を代表しその事務を総理する。
- 3 すべての行政は規則と教規の定めるところに従ってこれを行う。

### 第5条 補則

本教憲は教会総会に於いて出席議員の三分の二以上の同意を得なければ変更することが出来ない。

---

## 〈世界福音伝道会〉 東近江キリスト福音教会 教規

---

### 第1章 総則

- 第1条 本団体は、「世界福音伝道会」東近江キリスト福音教会といい、事務所を滋賀県東近江市東沖野四丁目16番5号に置く。
- 第2条 本団体は、東近江キリスト福音教会の規則、教憲、教規に基づいて、福音宣教と教会形成を通して神の栄光を表すことを目的とする。

## 第2章 組織

第3条 この団体は東近江キリスト福音教会規則に基づいて総会を置く。

第4条 役員会(通称=運営役員会)

- 1 役員会は、「世界福音伝道会」によって承認された主管牧師と教会総会で選任された役員により運営される。
- 2 役員会は、「世界福音伝道会」によって承認された主管牧師と、総会で選出された役員6名、計7名によって構成される。
- 3 特別な支障なき時は、主管牧師が代表役員となる。他は責任役員となる。
- 4 役員会には長老、監事、副牧師、各会委員長も任意に出席できる。役員会では発言権を有するが、責任役員会議決には参加しない。

長老会

- 1 70歳を超えた者で、5年以上当教会の会員であった者の中から、役員会が推薦し、総会で承認された者が、長老と認められる。
- 2 長老の任期は、本人又は三人以上の申し出により、役員会の承認をへて総会で承認される時までとする。
- 3 長老が複数の時、長老会を造り、教会での霊的な指導と、祈りの時を持つ。役員会には長老会の代表が出席出来る。
- 4 長老会は、役員会の諮問機関として、また顧問としての働きもする。

監事

- 1 監事の選出、職務、解任は規則第七節の通り。
- 2 監事は教会役員会に任意出席することができる。但し、議決権はない。

第5条 運営活動機関

- 1 本教会は目的達成のために次の委員会をおく。役員会の承認により、変更可能とする。教規変更の為の確認は三年毎とする。

1 総務部

①庶務財務委員会 ②小羊会 ③施設管理委員会 ④防災委員会 ⑤出版委員会

2 活動部

①年間行事委員会 ②女性会 ③青年会 ④教会学校 ⑤ヤング(中高生)  
⑥各グループ活動

3 宣教部

①伝道企画準備委員会 ②世界宣教を支える会

4 外部協力部

①聖会委員会

5 教会成長推進部

①成長懇談会 ②教会学校・ヤング教師会 ③活動部リーダー会

- 2 夫々の委員会の委員長等は委員会での互選とする。

- 3 委員会の設定、廃止は、役員会の承認を必要とする。

## 第3章 信徒

第6条 正会員

本教会の正会員は、洗礼(バプテスマ)を受け、その所属する教会の教籍簿に登録された者とする。正会員を次の三種に区別する。

1 活会員

イエス・キリストを救い主として受け入れ、主であると信仰告白をなし、堅実なキリスト者としての教会生活を送り、この教憲教規を守ることに同意し、特別の理由のない限り浸礼による洗礼(バプテスマ)を受け、賠餐会員とせられた者、又は転入会した者(この場合、受洗者に限りその人の受洗は浸礼でなくても、本人の要望がない限り再び洗礼(バプテスマ)を施さないものとする。)で、病気又はやむを得ない事情を除き、信者としての教会活動を忠実にしている者。

2 地方会員

教会員で他地方に住み、教会との連絡を密にして信者としての務めを果たしている者。

### 3 別帳会員（非活動会員）

信者としての教会生活を怠り、教会との連絡に応じず、三年以上を経た者。

## 第7条 準会員

### 1 客員

他教会会員であって、事情により転入会せず、教会生活を共にしている者。

### 2 年少会員

洗礼（バプテスマ）を受けているが十六歳未満の者。

## 第8条 除籍

1 教会員としてふさわしからぬ行為をなし、著しく神の御名を汚し続けていながら教会役員会もしくは教職者の再度の訓戒をも受け入れず、悔い改めの兆しも見られず、教会の決議によって除籍せられたもの。

2 別帳会員として二年以上を経た者。

3 他教会への転会を希望し、その教会への転会が確認された者。

## 第9条 復権

除籍の項1、2に該当する者が、悔い改めて信者としての教会生活を一年以上忠実にやっている者を教会の決議によって復権させることができる。

## 第10条 有権会員の資格

1 正会員（別帳会員は除く）は議決権を有する。

2 別帳会員、準会員は発言権のみを有する。

3 被選挙権は正会員として二年以上を経た者、又は転入後一年以上（但し受洗後二年以上）を経た者であり、活会員に限る。

## 第4章 教師

### 第11条 資格

1 教会の規則及び教憲教規に心より賛同し、その実践と達成に尽力することを喜んで受け入れる者で、世界福音伝道会理事会に於いて教師として受け入れられ教会の役員会で承認された者。

2 この場合、伝道者、牧師、宣教師として働く為に神の召命を受け、献身し、伝道者、牧師、宣教師としての一定の教師訓練過程を経た者であることを原則とする。

3 次の項に該当する者は教師とされない。

①破産者で復権を得ない者。

②信仰以外の理由で禁固以上の刑に処せられた者、但し刑の執行を終わり、又は受けられないことになった後三年以上を経た者はこの限りではない。

### 第12条 転任

1 理事会並びに地区教会に於いて教師の転任の必要が確認された場合は、相互に賛同を得なければならない。

2 教師が転任を希望する場合は教会又は世界福音伝道会理事会に申し出、その承認を得た上で、理事会又は教会の同意を得なければならない。

### 第13条 退任及び任免

1 教師が退任しようとする時は、その理由を明らかにし、少なくとも三ヶ月前に世界福音伝道会理事会に願い出て、その承認を得なければならない

2 教師を退任した者が復権しようとする時は、その理由を明らかにし、世界福音伝道会理事会に願い出なければならない。

3 地区教会が総会に於いて教師の不適格を認め世界福音伝道会に申し出た場合、世界福音伝道会理事会に於いてこれを議し、転任又は任免を決定する事ができる。又理事会で不適格と認めた時はその教師の奉仕教会の同意を得なければ任免できない。

### 第14条 細目については世界福音伝道会教師規約に準ずる。

## 第5章 財務

### 第15条 必要経費

本団体の目的を遂行するために必要な一切の経費は次の収入によってまかなわれる。

- 一、什一献金 二、自由(感謝)献金 三、特別指定献金 四、寄付金 五、その他
- 第16条 会計年度  
この教会の会計年度は、毎年1月～同年12月末をもって終了する。

## 第6章 補則

### 第17条 戒規

この教会の目的を達成するために次の戒規を制定する。これは教会の聖潔と秩序を保ち、その徳を建てる目的を以て行うものとする。但し本戒規は、その適用を受けた者と神との関係を規定するものではない。

- 1 会員に規則及び教憲教規に違反する行為のあった場合は、役員会は教会を代表して本人に勧告する事ができる。
- 2 会員が役員会の勧告を無視する場合は、役員会において構成員の3分の2以上の同意を得て陪餐停止にする事ができる。陪餐停止には礼拝への出席停止を含む。
- 3 会員が陪餐停止の処分を受けることを3回以上に及び、又は信徒であることの体面を汚すような行為があるときは、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て、これを退会、除籍する事ができる。
- 4 第17条1, 2, 3の規定をうけた者が不服であるときは、当教会の包括団体常設委員会(理事会)においてこれを判断するものとする。

#### 補則

なお、第17条3項における「信徒たる体面に係る行為」とは、当教会の「倫理規定」によるものとする。この「倫理規定」は年次総会にて確認、随時更新されるものとする。

### 第18条 利益の喪失

教会が脱会もしくは退団させられた場合は、いかなる利益も教会又は教会を通して受ける事はできない。

### 第19条 教規の変更

- 1 この教規は総会に於いて出席者の三分の二以上の同意を得なければ変更できない。変更のあった場合は機関誌等をもって公告する。
- 2 教規変更のための確認は三年毎とする。

---

# 宗 教 法 人 東 近 江 キ リ ス ト 福 音 教 会 教 会 規 則

---

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この教会は、宗教法人法による宗教法人であって、「東近江キリスト福音教会」という。

(事務所の所在地)

第2条 この宗教法人(以下「法人」という)は、事務所を滋賀県東近江市東沖野四丁目16番5号におく。

(目的)

第3条 この法人は、イエス・キリストの福音をあまねく宣べ伝え、礼拝・儀式及び行事を行い、信徒を教化育成すると共に、そのために必要な業務を行う。

(包括宗教団体)

第4条 この法人の包括宗教団体は、非宗教法人包括団体『世界福音伝道会』とする。

(公告)

第5条 この法人の公告は週報に二回以上記載すると共に、事務所の掲示板に十日間以上掲示して行う。

## 第2章 役員会 その他の機関

### 第1節 代表役員及び責任役員

(員数及び呼称)

第6条 この法人には七名の責任役員を置き、その内一人を代表役員とする。

(資格及び選任)

第7条 代表役員は、「世界福音伝道会」に所属する教師の中から、「世界福音伝道会」が任命したこの教会の主任牧師の職にあるものをもって充てる。

- 2 代表役員以外の責任役員は、この法人の正会員として二年以上を経た者、または、転入会後一年以上(但し受洗後二年以上)を経た者であり、活会員である者の中から教会総会において選ばれた六名。
- 3 責任役員のうちには、各役員について、本人、その他配偶者及び三等親以内の親族が定数の三分の一を超えて含まれることにはならない。

(役員任期)

第8条 代表役員の任期は、この法人の主任牧師の任期とする。

- 2 責任役員の任期は、就任後三年以内の最終の決算期に関する定期総会の終了の時までとし、毎年二名ずつ改選する。
- 3 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 代表役員、教師及び責任役員は、任期満了後でも、後任の責任役員又はその代務者が就任する時まで、なおその職務を行うものとする。

(代表役員の職務権限)

第9条 代表役員は、この法人を代表し、その事務を総理する。

- 2 代表役員は、責任役員会の議長となる。

(責任役員会及びその職務権限)

第10条 責任役員は、責任役員会(通称、運営委員会)を組織し、次の各号に掲げるこの法人の事務を決定する。

- 1 予算の編成
  - 2 決算(財産目録、貸借対照表及び収支計算書)の承認
  - 3 歳計剰余金の処理
  - 4 特別財産及び基本財産の設定及び変更
  - 5 不動産及び重要な動産に係る取得、処分、担保の提供、その他重要な行為
  - 6 主要な境内建物の新築、改築、増築、模様替え及び用途変更等
  - 7 境内地の模様替え及び用途変更等
  - 8 借入れ及び保証
  - 9 事業の管理運営
  - 10 規則の変更並びに細則の制定及び改廃
  - 11 合併並びに解散及び残余財産の処分
  - 12 その他この規則に定める事項
  - 13 この法人の事務のうち、役員が必要と認める事項
- 2 責任役員会は、責任役員定数の三分の二以上の出席がなければ、これを開催し決議することはできない。
  - 3 責任役員会は、代表役員が招集する。役員会は定期会とし、一ヶ月に一回開く。(ただし、代表役員が必要を認めるとき又は責任役員の三分の一から招集を請求されたときは、代表役員がこれを招集する。)
  - 4 役員会の議事は、この規則に別段の定めのある場合を除くほか、責任役員の定数の過半数で決する。
  - 5 責任役員会における責任役員の議決権は、各々平等とする。

- 6 責任役員会には、長老(教規の定めによる)・監事・副牧師・各会の代表も任意に出席することができるが、発言権のみとする。
- 7 会議には、議事録を作成しておくものとする。

## 第2節 代務者

(置くべき場合)

第11条 次の各号の一に該当するときは、代務者を置かなければならない。

- 1 代表役員又は責任役員が、死亡、解任、辞任、任期満了その他の事由によって欠けた場合において、速やかにその後任者を選ぶことができないとき。
- 2 代表役員又は責任役員が、病気、長期旅行その他の事由によって三月以上その職務を行うことができないとき。

(資格及び選任)

第12条 代表役員の代務者は、前条第一号に該当するときは、包括団体から代務者として派遣された教師、または責任役員の内から責任役員会において選任し、同条第二号に該当するときは、責任役員のうちから代表役員が選任する。

- 2 代表役員以外の責任役員の代務者は活会員のうちから、責任役員会において選任する。
- 3 第七条第三項の規定は、代務者について準用する。

(職務権限)

第13条 代務者は、代務役員又は責任役員に代わって、その職務(の全部)を行う。代務者は、次の各号に定める事項を除く他、代表役員又は責任役員に代わって、その職務を行う。

- 1 第32条に規定する事項(重要な財産に係るものに限る)
  - 2 第40条に規定する事項(軽微なものを除く)
  - 3 第41条に規定する事項
- 2 代務者は、その置くべき事由がやんだときは、当然その職を退くものとする。

## 第3節 仮代表役員及び仮責任役員

(選定)

第14条 代表役員又はその代務者は、この法人と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、代表役員以外の責任役員の内から、責任役員会において仮代表役員を選定しなければならない。

- 2 責任役員またはその代務者は、その責任役員または代務者と特別の利害関係がある事項については、決議権を有しない。その場合においては、決議権を有しない責任役員またはその代務者の員数だけ、信徒のうちから責任役員会において仮責任役員を選定しなければならない。

第15条 仮代表役員又は仮責任役員は、前条に規定する事項について当該役員若しくは責任役員又はその代務者に代わってその職務を行う。

## 第4節 役員の解任

(代表役員の解任)

第16条 代表役員が次の各号の一に該当するときは、責任役員会において定数の三分の二以上の議決、及び教会総会において出席者の三分の二以上の議決により、当該代表役員(責任役員としての地位を含む)を解任することができる。(法人の包括団体である『世界福音伝道会』にその旨を通知することができる。)

- 1 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、これに耐えない場合
- 2 職務上の義務に明らかに違反した場合
- 3 代表役員たるにふさわしくない行為があったとき

(責任役員の解任)

第17条 代表役員以外の責任役員が前条各号の一に該当するときは、責任役員会において定数の三分

の二以上の議決、及び教会総会において出席者の三分の二以上の議決を経て、代表役員は、当該責任役員を解任することができる。この場合において、同条第三号中「代表役員」とあるのは、「責任役員」と読み替えるものとする。

(代務者の解任)

第18条 代表役員及び責任役員の代務者の解任については、前二条の規定を準用する。

## 第5節 信徒

(信徒の定義)

第19条 信徒は、イエス・キリストを救い主として受け入れ、主であると信仰告白をなし、この法人の規則及び教憲教規を守ることに同意し、教籍簿に登録された者とする。

2 教籍簿に登録されるのは、責任役員会の承認を経て当法人の教会において洗礼(バプテスマ)を受けた者、及び他教会で洗礼(バプテスマ)を受け信徒であったが転入を申し入れ、双方の教会の承認のもとに受け入れられた者とする。

3 信徒の区分、及び除籍・復権・有権会員の資格等については、包括団体『世界福音伝道会』の教規・第四章「信徒」に準ずるものとする。

(信徒の義務)

第20条 信徒は、この法人の護持隆盛に努めるものとする。

## 第6節 教会総会

(組織)

第21条 教会総会は、この教会の教師及び活会員・地方会員をもって組織する。

2 別帳会員及び準会員(年少会員、客員)は出席するも発言権のみを有する。

3 教会総会は定期総会及び臨時総会とし、代表役員が召集する。定期総会は毎年一回、二月末までに開くこととする。但し必要に応じて変更することができる。

4 臨時総会は下記の各号の一に該当する場合にこれを開く。

1 代表役員において臨時緊急の必要があると認めるとき

2 責任役員会の定数の三分の一以上の要求があったとき

(議長および書記)

第22条 教会総会に議長および書記各一名をおく。

2 議長は主管牧師、または総会の選出によりこれに当たる。

3 書記は議長の指名とし、議事録を作成するものとする。

(議長職務)

第23条 議長は議場の秩序を維持し、議事を整理し、教会総会を代表する。

(処理事項)

第24条 教会総会において処理する事項は下記の通りである。

1 教会財産の管理。その他の財務に関する事項

2 前年度の教勢及び事務報告並びに当該年度の事業計画

3 歳入歳出予算及び決算に関する事項

4 教会規則の変更に関する事項

5 教会の合併、解散に関する事項

6 清算に関する事項

7 教師、責任役員、監事の選任及び解任に関する事項

8 責任役員会から提出された事項

9 その他教会における重要な事項

(総会の成立と決議)

第25条 教会総会は正会員(ただし別帳会員を除く)の過半数の出席(委任状を含む)がなければ議事を開き議決することはできない。会議の議事は、別段の定めある時の他は、出席数の過半数をもって決定する。可否同数である時は、議長の決するところとする。

## 第7節 監事

(監事の選出)

第26条 この法人に二名の監事を置く。

- 1 監事は総会で選出する。
- 2 監事の任期は就任後一年以内の最終の決算期に関する通常総会の終了の時までとする。ただし再任は妨げない。
- 3 監事には、責任役員、及び責任役員本人と親族またはその他特殊の関係がある者、またはこの団体の職員が含まれてはならない。また、監事は相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(監事の職務)

第27条 監事は、この法人について次の職務を行なう。

- 1 この法人の財務状況を監査する。
- 2 代表役員及び責任役員会の業務の執行状況を監査する。
- 3 監査事項につき、必要に応じ、これらを総会に報告すること。

(監事の解任)

第28条 監事が第16条各号の一に該当するときは、総会において出席者の三分の二以上の議決により、監事を解任することができる。この場合において、16条3号中「代表役員」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

## 第3章 財務

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、基本財産及び普通財産とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産とする。
  - 1 境内地、境内建物その他の財産のうちから基本財産として設定するもの。
  - 2 基本財産として指定された寄付財産。
  - 3 基本財産に編入された財産。
- 3 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の設定及び変更)

第30条 基本財産の設定又は変更しようとするときは、教会総会(総会)及び責任役員会の議決を経なければならない。

(基本財産の管理)

第31条 基本財産たる現金は、郵便局若しくは銀行に預け、又は確実な有価証券に変えるなど、代表役員が適正に管理しなければならない。

(財産の処分等)

第32条 次に掲げる行為をしようとするときは、責任役員会において定数の三分の二以上の議決を経、総会において出席者の三分の二以上の議決を経て、その行為の少なくとも一月前に、教会員その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。ただし第三号から第五号までに掲げる行為が、緊急の必要に基づくものである場合または軽微のものである場合及び第五号に掲げる行為が一時の期間に係るものである場合にあっては、公告を行わないことができる。

- 1 不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供すること
- 2 借入れ(当該会計年度の収入で償還する一部の借入れを除く)又は保証をすること

- 3 主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却、又は著しい模様替えをすること
- 4 境内地の新しい模様替えをすること
- 5 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらをこの法人の主たる目的以外の目的に供すること

(経費の支弁)

第33条 この法人の経費は、普通財産を持って支弁する。

(予算の編成)

第34条 予算は、毎回計年度開始一月前までに編成し、総会及び責任役員会の議決を経なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(予算の区分)

第35条 予算は、経常収支および臨時収支の二部に区分し各々これらを科目に区分して、歳入の性質及び歳出の目的を明示しなければならない

(特別会計の設置)

第36条 特別の必要があるときは、総会及び責任役員会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(決算)

第37条 決算に当たっては、財産目録、貸借対照表及び収支決算書を毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の監査を受けた上、総会及び責任役員会の承認を受けなければならない。

(歳計剰余金の処置)

第38条 歳計に剰余を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。ただし、総会及び責任役員会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入することができるものとする。

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、毎年一月一日に始まり、その年の十二月三十一日に終わるものとする。

## 第四章 補足

(規則の変更)

第40条 この規則を変更しようとするときは、責任役員会において定数の三分の二以上の議決、及び教会総会において出席者の三分の二以上の議決を経た上、世界福音伝道会の理事会の承認を経て、所轄庁の認証を受けなければならない。

(合併又は解散)

第41条 この法人が合併又は解散しようとするときは、責任役員会において定数の三分の二以上の議決、及び教会総会において出席者の三分の二以上の議決を経た上、世界福音伝道会の理事長及び理事会の承認を経て、所轄庁の認証を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人の残余財産は、包括団体である世界福音伝道会、または解散を決定する責任役員会において定数の三分の二以上の議決により確定した宗教法人その他の公益法人に帰属する。

(包括宗教法人の規則などの効力)

第43条 非宗教法人包括団体「世界福音伝道会」の規則及び規定のうち、この法人に関係のある事項に関する規定は、この規則に定めるもののほか、この法人においても、その効力を有する。

(備付書類及び帳簿)

第44条 この法人の事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

- 1 この法人の規則及び認証書ならびに細則
- 2 世界福音伝道会の規則及び規定
- 3 役員名簿
- 4 予算書
- 5 財産目録、貸借対照表及び収支計算書
- 6 責任役員会及び総会の議事録
- 7 事務処理簿
- 8 信徒名簿
- 9 事業に関する会計帳簿その他の関係書類

(施行細則)

第45条 この規則の施行に関する細則は、責任役員会において、定数の三分の二以上の議決を経て、代表役員が別に定める。

附則(制定時)

- 1 この規則は、滋賀県知事の認証を受け、設立の登記をした日(平成 23 年 12 月 13 日)から施行する。
- 2 この規則施行当時の代表役員及び責任役員は、次のとおりとする。
  - 代表役員 中沢 隆一
  - 責任役員 轟谷 高
  - 責任役員 村瀬 五郎治
  - 責任役員 館 勲
  - 責任役員 寺澤 精朋
  - 責任役員 村田 建治
  - 責任役員 館 寛
- 3 責任役員の任期については、責任役員のうち轟谷高、村瀬五郎治の任期は、就任後一年以内の最終決算期に関する定期総会の終了の時までとし、館勲、寺澤精朋の任期は、就任後二年以内の最終決算期に関する定期総会の終了の時までとする。

---

## 東近江キリスト福音教会 倫理規定

---

### 「純潔と一致と平和のためにつとめる」

「ですから、キリストにあって励ましがあ、愛の慰めがあ、御霊の交わりがあ、愛情とあわれみがあるなら、あなたがたは同じ思いとなり、同じ愛の心を持ち、心を合わせ、思いを一つにして、私の喜びを満たしてください。何事も利己的な思いや虚栄からするのではなく、へりくだって、互いに人を自分よりすぐれた者と思いなさい。それぞれ、自分のことだけでなく、ほかの人のことも顧みなさい。キリスト・イエスのうちにあるこの思いを、あなたがたの間でも抱きなさい。」

ピリピ2・1～5

#### ● 純潔

- 教会の交わりは、主イエスさまの聖さの中にあります。集うお互いがその聖さにあずかりつつ、聖さを求める信仰生活を送ります。
- 異性、同性に関わらず一対一になる場面では配慮をします。他の誰かに一緒にいてもらうか、複数で出会うか、どうしても一対一になる場合は、オープンな場所を選ぶか、部屋の扉を開けておきます。自動車への乗車に関してもお互いに配慮をします。
- 教会は政教分離を大切にします。特定の政治的な主張や特定の政党への支持に結びつくような意見は公の場でしないようにします。
- 性的、身体上の事柄に関して、不必要な質問、発言はひかえます。
- 教会に集うお互いの間で金銭の貸し借りはしません。
- 個人情報については、法律に準拠します。連絡先は、直接出会うて尋ねます。

- 個人的な信仰上のことや生活上のことについて詮索するような問いはしません。
  - 礼拝の場は、しずかに礼拝をささげる場所です。お互いに努力と配慮をします。礼拝中は私語を慎みます。大声で話すことはしません。礼拝の進行を妨げる行為があると指摘され退席の指示を受けたときはすぐに従います。
  - エペソ4章から5章に記されているキリスト者の生き方を大切にします。
- 一致
    - 教会の交わりは、主イエスさまにある一致を求めます。集うお互いは、牧師、役員会を中心に、一つの心をもって主イエスさまに仕えます。
    - 主に喜ばれる奉仕は、兄弟姉妹の理解と平安の中に行われます。奉仕活動は、様々な会議の決定を受けて活動します。活動したいことがあれば、牧師や役員会に相談します。
    - 奉仕や献金は、自由の中でなされるべき自発的な行動ですから自らの意志で行います。
    - 公の場での、交わりを傷つける言動、特異な神学的主張、そのような内容を伴う祈りはしません。
- 平和
    - 教会の交わりは、主イエスさまの平和の中にあります。平安をもって集うことができるように、お互いに配慮します。
    - 互いに励まし合います。平和を築く言葉を語ります。不快になるような言葉を避けます。どのような言葉が相手を不快にさせるかは、人によって違いがあるため、必要に応じて、情報交換をしつつ学びあいます。
    - 助けの必要な方への援助は必要に応じて積極的に行います。ただ押しつけとにならないように配慮をします。自分が良いと思ったことが必ずしも相手にとって良いことであるとは限らないため、押しつけにならないように謙遜を身に着けます。
    - 教会に集うお互いは、主イエスさまを長兄とする兄弟姉妹です。互いに違いのある者同士が、集まっていますが、互いの間に優劣はありません。さまざまな賜物は、それによって信仰者としての優劣が決まることではありません。とくにいわゆる「異言」については、信仰の優劣のように誤解する方もおられるかもしれませんので、公の集い等では語りません(祈りません)。この賜物を自認される場合は、個人の信仰生活のなかだけに留めてください。
    - 意見を言う時は、その意見にたいして反対の意見を自由に語ることでできる雰囲気の中で語ります。一方的、高圧的に相手を指導するようなことはしません。
    - 公の場はもちろん、個人的な電話やメールなどで、他者を一方的に断罪する発言はしません。

「平和をつくる者は幸いです。／その人たちは神の子どもと呼ばれるからです。」マタイ5・9

---

## 宗 教 法 人 東 近 江 キ リ ス ト 福 音 教 会 閱 覧 に 関 す る 内 部 規 則

---

宗教法人「東近江キリスト福音教会」(以下教会という)において宗教法人法第25条第3項に基づく閲覧を請求する場合は、この内部規則の定めるところによって行うものとする。

(目的)

第1条 教会が、信者その他の利害関係人に備付書類を閲覧させる目的は、信者その他の利害関係人の一層の利便を図るとともに、宗教法人の運営の民主性と透明性を高め、より適正な管理運営を図ることにある。

(閲覧を請求できる者の範囲)

第2条 閲覧を請求できる者は、教会の信者その他の利害関係人であって、第6条で規定する書類を閲覧することに正当な利益があり、かつ閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者でなければならない。

(正当な利益の解釈)

第3条 「閲覧することに正当な利益がある」とは、各書類ごとにその閲覧が、教会の適正かつ民主的な管理運営に資するための閲覧およびキリストの教会を建て上げるための閲覧あるいは教会が果たすべき義務を履行させるための閲覧をいう。

(不当な目的の解釈)

第4条 「閲覧の請求が不当な目的によるもの」とは、教会の公開していない情報を入手して、これを他に譲渡するような場合あるいはその情報を流言し教会もしくは特定の人に害を加えようとする場合等をいう。

(信者その他の利害関係人)

第5条 閲覧が認められる信者およびその他の利害関係人とは、次の者をいう。

1. 教会の会員名簿に登録されている者
2. 責任役員会が承認した教職者、準会員および包括・被包括関係者
3. 教会と取引関係のある債権者および保証人
4. 教会の行為によって損害を被った者
5. その他適正な利益を有する利害関係人であること責任役員会が判断した者

(閲覧を請求できる書類)

第6条 閲覧を請求できる書類は、宗教法人第25条第2項に基づいて教会が事務所に備え付けている書類および帳簿のうち次に掲げる書類とし、書類作成のもとになった原因書類等は含まない。

1. 規則および認証書
2. 役員名簿
3. 財産目録
4. 収支計算書
5. 境内建物に関する書類
6. 責任役員会および総会の議事録
7. 事務処理簿
8. 事業に関する会計帳簿その他の関係書類

(閲覧の方法)

第7条 閲覧を希望する者は、「備付書類閲覧請求願」に所定の事項をすべて記入して代表役員に提出しなければならない。ただし、この法人の目的を達成するため、教会員の日常業務に必要な閲覧を除く。

- 2 代表役員が「備付書類閲覧請求願」を受け取った場合は、ただちにこれを精査し、その請求があった日から10日以内に閲覧させるかどうかを決定しなければならない。
- 3 閲覧者は、請求した書類に限り、原則として教会が決定した日時に教会の事務所において、責任役員または事務職員の立会いのもとに閲覧しなければならない。
- 4 閲覧時間は、教会の働きを妨げることのないように1日2時間2日以内とする。
- 5 書類を教会外に持ち出すことはできない。また、書類をコピーすることができない。ただし、立会人の許可がある場合はこの限りではない。
- 6 教会は、閲覧者による備付書類の一部の改ざんあるいは抜き取り行為が発覚した場合、その他閲覧を続けることが適切でないと思われる場合は、ただちに閲覧を中止させることができる。

(本人請求による閲覧および書面による回答)

第8条 第5条第一号および第二号に掲げる閲覧請求者は、本人に限り閲覧できるものとし、代理人による閲覧を認めない。

2 閲覧に代えて、書面による質問回答を要求することはできないものとする。

(代理人請求による閲覧)

第9条 第5条第三号、第四号および第五号に掲げる閲覧請求者が、代理人による閲覧を求めた場合は、これを認める。

(閲覧の拒否)

第10条 教会は、この内部規則に従わない閲覧請求およびこの内部規則によって閲覧請求に正当な理由がないと判断した場合並びに不当な目的による閲覧請求であると判断した場合は、閲覧請求を拒否することができる。

2 閲覧請求を拒否する場合は、責任役員会の議決を経て、請求者にその旨を通知するものとする。

(内部規則の変更)

第11条 この閲覧に関する内部規則は、責任役員会の議決および総会の議決によって変更することができる。

(附則)

この内部規則は、2023年 3月 1日から施行する。

---

## 東近江キリスト福音教会 総会議事運営細則

---

(目的)

第1条 この細則は、東近江キリスト福音教会規則第21条に基づく総会議事の進め方について定め、総会議事の円滑で民主的な運営を図ることを目的とする。

2 総会の議事運営は、この教会の規則および教憲教規によるほか、本細則によるものとする。

(議長・副議長)

第2条 総会の議長は、代表役員があたるものとする。

2 議長は、総会の同意を得て副議長を指名することができる。

(出席者の確認)

第3条 議長は議事に入る前に規則第25条に基づく出席数を確認し、総会の成立を宣言しなければならない。

2 議事の途中で会場に入場または退場しようとする者は、係員に申し出なければならない。

(動議)

第4条 原案に対し修正動議が提案された場合、議長はほかにその動議を支持する者がいることを確認したうえで、議場に動議を取り上げるか否かを諮り、動議を取り上げると決定した場合は、提出議案(原案)より先に審議し採決しなければならない。

2 休憩および質疑打ち切り等の議事進行に関する動議は、前項の動議に優先しただちに議場に諮らなければならない。

3 教会員はこれらの動議提出権を濫用して議場を混乱させてはならない。

4 提出議案(原案)に対して意思を表示した委任状は、修正動議の採決に際しては棄権票として扱うものとする。

(一事不再理)

第5条 明らかな事実誤認や特別な理由がない限り、すでに否決された動議と同旨の動議を繰り返して提出することはできない。

(議事録)

第6条 総会の議事録作成に際しては、書記、議長(代表役員)および議場で選出された2名の議事録署名人が署名捺印する。

2 議事録は、原則として永久保存とする。

(採決の方法)

第7条 表決は原則として挙手によって行う。ただし、人事に関する表決は無記名投票によって行うものと

する。

2 議長は採決に際して、賛成・反対・保留の順に表決を行うものとする。

(その他)

第8条 総会に出席する者は、常にキリストのからだである教会を建て上げるために発言するよう努めなければならない。

(細則の変更)

第9条 この細則は、責任役員会の議決および総会において出席者の過半数による議決により変更することができる。

(附則)

第10条 この細則は、2023年2月5日より施行する。

---

## 小羊会 運営規定

---

団体の名称	小羊会																								
所在地	東近江市東沖野4丁目16番地の5																								
設立年月日	1950年4月1日																								
目的	この会は教会員の相互連絡を図り、教会員の慶事時にあたってはその意を表すことを目的とする。																								
構成員	当教会の全会員を以て構成する。																								
代表者	東近江市東沖野4丁目16番地の5 東近江キリスト福音教会 代表者 田中隆裕																								
役員	会計1名を置く。																								
運営	会計は当会への献金を管理し、必要に応じて訪問、または手渡しによって慶弔費を支出する。																								
会費	教会員の献金による。当教会員は全員がこれに加入し、1ヶ月につき1人300円を献金額の目標とする。																								
支出規定	支出額は下記を原則とする。 <table><tr><td>・ 葬儀</td><td>教会員 本人</td><td>5万円</td></tr><tr><td>・</td><td>〃 配偶者</td><td>3万円</td></tr><tr><td>・</td><td>〃 父母・子供</td><td>1万円(同居または実父母)</td></tr><tr><td>・ 病気見舞い</td><td>入院日数5日以上</td><td>5千円</td></tr><tr><td>・ 結婚祝い</td><td>教会員本人</td><td>1万円</td></tr><tr><td>・ 出産祝い</td><td>教会員本人</td><td>5千円</td></tr><tr><td>・ 受洗祝い</td><td>記念品(2~3千円相当)</td><td></td></tr><tr><td>・ 宣教師・伝道師送別</td><td>当教会奉仕1年以上</td><td>1万円</td></tr></table>	・ 葬儀	教会員 本人	5万円	・	〃 配偶者	3万円	・	〃 父母・子供	1万円(同居または実父母)	・ 病気見舞い	入院日数5日以上	5千円	・ 結婚祝い	教会員本人	1万円	・ 出産祝い	教会員本人	5千円	・ 受洗祝い	記念品(2~3千円相当)		・ 宣教師・伝道師送別	当教会奉仕1年以上	1万円
・ 葬儀	教会員 本人	5万円																							
・	〃 配偶者	3万円																							
・	〃 父母・子供	1万円(同居または実父母)																							
・ 病気見舞い	入院日数5日以上	5千円																							
・ 結婚祝い	教会員本人	1万円																							
・ 出産祝い	教会員本人	5千円																							
・ 受洗祝い	記念品(2~3千円相当)																								
・ 宣教師・伝道師送別	当教会奉仕1年以上	1万円																							
特別事項	特別な場合の支出は牧師、役員と協議の上、決定する。																								

必要に応じて慶弔費の金額の改定を検討する。  
赤字を生じた場合は一般会計より援助を受けることができる。  
会員は規約改定を申し出ることができる。  
宣教師、伝道師の当教会奉仕期間中の慶弔は会員に準ずる。

---

## 東近江キリスト福音教会 教会学校 規約

---

第1条(名称) 本会は、「東近江キリスト福音教会 教会学校」と称す。

第2条(本会設立日) 本会設立日 2014年4月1日

第3条(本事務所) 本事務所は、東近江市東沖野4丁目16-5 に置く

第4条(構成役員) 構成各員として代表者1名を設ける。

第5条(会の目的) 本会は、東近江キリスト福音教会 教会学校に集う子どもたちの教化育成を目的とする。

第6条(会の活動) 本会は、前条の目的を達成するために、必要な活動を行う。

第7条(会員) この会は、第5条に係わる関係者をもって会員とする。

第8条(規約改正)

この会の運営に規約改正が必要な場合は、東近江キリスト福音教会 教会学校スタッフの話し合いにより定める。

付則 この規約は、東近江キリスト福音教会 教会学校設立日である平成26年4月1日より施行する。

東近江キリスト福音教会 教会ハンドブック

---

2023年2月19日発行

2024年2月11日改訂

発行: 宗教法人東近江キリスト福音教会

〒527-0033 滋賀県東近江市東沖野4丁目16-5